

地元報告会資料

(平成26年3月29日)



報告内容

- 1 平成25年度多摩清掃工場の運営について
 - (1) 経営方針
 - (2) 主な活動
 - (3) ごみ搬入量の推移
 - (4) 平成25年度 多摩清掃工場へのごみ搬入量
 - (5) 構成市間応援協定に基づく処理支援の受入れ状況
 - (6) 焼却炉稼働率
 - (7) 環境測定結果
 - (8) リサイクルセンター運営状況
- 2 多摩清掃工場の今後の取組みについて
- 3 平成26年度予算概要について
- 4 その他

1 平成25年度多摩清掃工場の運営について

(1) 多摩清掃工場の経営方針

環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場

- 地域から排出されたごみの適正処理
- エネルギーの有効活用・環境負荷の低減
- 環境学習や情報の提供
- 放射性物質に関する情報提供

3

(2) 主な活動

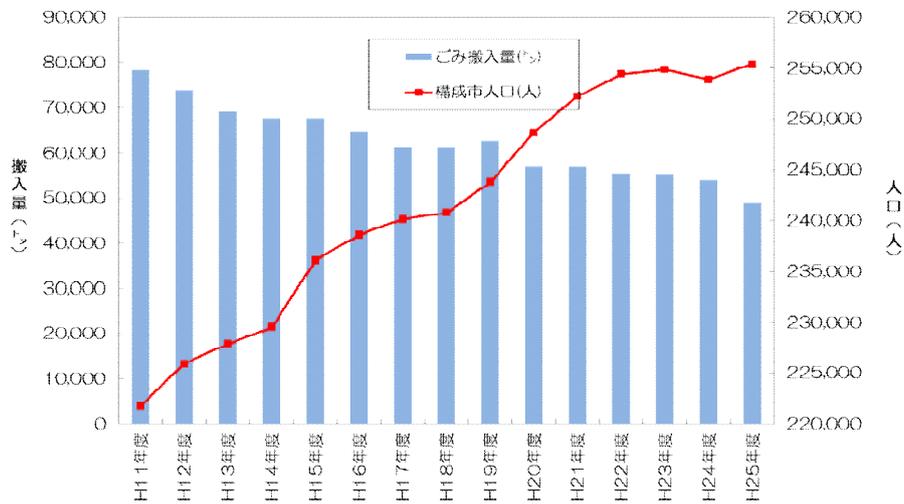


- **安全対策**
 - ・環境測定の充実
 - ・ISO14001の適切な運用
 - ・放射能濃度等測定の実施
- **たまかんニュース**
 - ・年2回 各116,700部発行
 - ・地域版 3,200世帯ポスティング
- **地域交流ふれあい事業の実施**
 - ・25年10月20日たまかんフェスタ
(来場者 約800人)
- **施設見学会の実施 (26年2月末)**
 - ・75団体 2,906人参加
- **唐木田クリーンアップ作戦**
 - ・職員等による工場周辺美化活動
(毎月第3水曜日)
 - ・地域との相互協力による唐木田周辺美化活動
(25年12月27日 73人参加)
- **リサイクルセンターの運営 (26年2月末現在)**
 - ・277日 25,747人来館

4

(3) ごみ搬入量の推移

(構成市処理区域内の可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ)



平成25年度のごみ搬入量は、平成26年2月末までの数値です。

5

(4) 平成25年度 多摩清掃工場へのごみ搬入量

		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
構成市	(処理区域内)	44,639	2,453	1,880	48,972
	(八王子拡大区域)	10,923			10,923
	(八王子市応援分)	953			953
	(町田市応援分)		164		164
合計		56,515	2,617	1,880	61,012

注) 平成25年度のごみ搬入量は、平成26年2月末までの数値です。

6

(5) 平成25年度 構成市間応援協定に基づく 処理支援の受入れ状況

八王子市からの「可燃ごみ」受入れ状況

- ◇ 受入期間 平成25年6月 3日から平成25年6月28日まで
平成25年8月20日から平成25年9月 6日まで
- ◇ 受入理由 戸吹清掃工場と北野清掃工場の定期補修工事のため
- ◇ 搬入量と台数 953.16^t 471台

町田市からの「不燃ごみ」受入れ状況

- ◇ 受入期間 平成26年1月27日から平成26年2月11日まで
- ◇ 受入理由 町田市清掃工場の定期補修工事のため
- ◇ 搬入量と台数 163.52^t 285台

7

(6) 焼却炉稼働率

	24年度実績	25年度予定	26年度予測
焼却炉稼働率(%)	74.1%	61.1%	61.8%
1炉運転日数(日)	231	335	334
2炉運転日数(日)	88	5	0
全炉停止日数(日)	46	25	31

25年度予定の数値は、平成26年3月10日までの実績値を用いています。

- 稼働率 = 焼却量 (t) ÷ 計画ごみ処理量 (107,500 t)
- 計画ごみ処理量 (107,500 t)
= 400 t/日 × 365日 × 調整稼働率 (0.96) × 実稼働率 (0.767)
(「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」より)

8

(7) 環境測定結果

排出ガス調査（ばい煙等）

年 度		平成25年度					
測定年月日		H25.5.1	H25.7.18	H25.9.3	H25.11.22	H26.1.22	H26.3.8
運転炉		3号炉	2号炉	2号炉	3号炉	2号炉	3号炉
ばいじん	濃 度 [g/m ³ N]	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	規制基準値 [g/m ³ N]	法規制値：0.08			自主規制運用値：0.02		
硫黄酸化物	濃 度 [ppm]	7	7	5	10	5	5
	排出量 [m ³ N/h]	0.38	0.50	0.27	0.52	0.28	0.26
	法規制値 [m ³ N/h]	94.0	97.1	94.0	92.4	95.6	94.0
	自主規制運用値 [ppm]	自主規制運用値：20					
窒素酸化物	濃 度 [ppm]	31	38	34	32	33	39
	排出量 [m ³ N/h]	1.73	2.48	1.89	1.81	1.86	2.10
	規制基準値 [ppm]	法規制値：250			自主規制運用値：56		
塩化水素	濃 度 [ppm]	7	21	14	21	15	11
	規制基準値 [ppm]	法規制値：430			自主規制運用値：25		

9

排出ガス調査（ダイオキシン類）

単位：ng-TEQ/m³N

年 度			25年度			
測定日			H25.4.18	H25.7.17	H25.11.6	H26.1.21
測定項目	測定炉	排出基準				
排出ガス	2号炉	法規制値：1	休炉中	0.0016	0.0015	0.00017
	3号炉	自主規制運用値：0.01	0.0013	休炉中	休炉中	休炉中

大気中のダイオキシン類調査

単位：pg-TEQ/m³

年 度		平成25年度				環境基準
調査名等		調査地点				
		からきだの道	中坂公園	小山田緑地	別所公園	
焼却炉稼動時	夏期調査 (7/16~23)	0.013	0.011	0.012	0.012	0.6
	冬期調査 (1/17~1/24)	0.020	0.017	0.011	0.013	
年平均値（稼動時）		0.017	0.014	0.012	0.013	
焼却炉停止時調査 (1/27~2/3)		0.011	0.015	0.011	0.021	

10

放射能調査

年度		平成25年度	
測定項目		3月14日 測定結果	最小値～最大値 (3月分*まで)
排出ガス	放射能濃度 (単位：Bq/m ³ N)	不検出	全測定結果 不検出
焼却灰	放射能濃度 (単位：Bq/kg)	36.9	7.9～47.6
飛灰固化物		193	113～414
敷地境界	空間放射線量率 (単位：μSv/h)	0.08～0.10	0.05～0.11
大気中		0.07～0.09	0.05～0.09

不検出とは・・・その分析方法で対象物質が検出できる最低濃度のことです。
※3月28日の測定除く。

排出ガスの基準：
〔(セシウム134の濃度÷20) + (セシウム137の濃度÷30) ≤ 1〕
焼却灰と飛灰固化物の基準値：8,000 Bq/kg

11

白煙防止

多摩清掃工場では、冬季に煙突から排出される白煙（水蒸気）を見えなくするために『白煙防止装置』を使用しています。この装置は、ごみの焼却により発生する熱（蒸気）を利用して見えます。

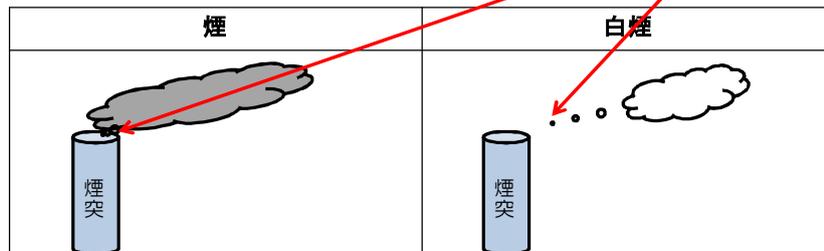
☆ 白煙（水蒸気）とは？

排出ガス中の水分が、外気に触れて冷える事で凝結し、細かな水滴となる事により見えるものです。煙のように、環境に影響を与える物質ではありません。

《参考》冬の白い吐く息

☆ 煙との違いは？

白煙は、外気に触れて冷えてから見えるようになるので、**煙突先の少し上から見える**のに対し、煙は、外気と関係なく見えるので、**煙突先から直ぐ**に見えます。



12

☆ 白煙防止装置を停止すると？（12月から3月までの4か月間）

冬季に白煙が見えるようになることがありますが、環境に影響を与えません。むしろ、白煙防止装置に使用している蒸気を発電に利用することができるため、節約できる電力量は、一般家庭で考えると約34世帯分^{※1}の一年間の電力量に匹敵します。また、二酸化炭素排出量は、67t^{※2}削減することができます。

※1 電気事業連合会より、一般家庭使用量：300kWh/月

※2 環境省より、平成24年度代替値：0.00055t-CO₂/kWh

☆ 環境測定について

現在も法令等で定められている測定頻度よりも多く測定し、また、基準値についてもより厳しい自主基準運用値を設けて、細やかな測定を行っていますが、今後も継続し、ホームページ等での速やかな公表を行い、「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」の運営に努めていきます。

白煙が有害でないことをご理解いただき、白煙防止装置を停止することで、エネルギーの有効利用と二酸化炭素排出量の削減をしたいと考えています。

13

（8） リサイクルセンター運営状況

※平成26年2月末現在

➤ 開館日数・来館者数

277日 25,747人（内講座等762人・一般来館者等24,985人）

➤ 多目的室利用実績

224回（主催講座、イベント210回・関連団体11回・その他3回）

➤ リサイクル品販売実績

家具・木材等 6,242個

自転車・部品 205点（26台・179点）

➤ 不用食器のリサイクル

持込者 620人 回収量3,507kg（2,731kg搬出・779kgリユース）

14

2 多摩清掃工場の今後の取組みについて

○ 多摩清掃工場（焼却棟）の平成45年度までの稼働

長寿命化計画に基づき、現工場の35年間の稼働を目指して、計画的に延命化工事等を行っていきます。

○ 平成25年度可燃ごみの搬入内訳

（平成26年2月末までの実績）

八王子市	処理区域	14,441 t
	拡大区域	10,923 t
	応援分	953 t
町田市	処理区域	912 t
	応援分	0 t
多摩市	処理区域	29,286 t
合計		56,515 t



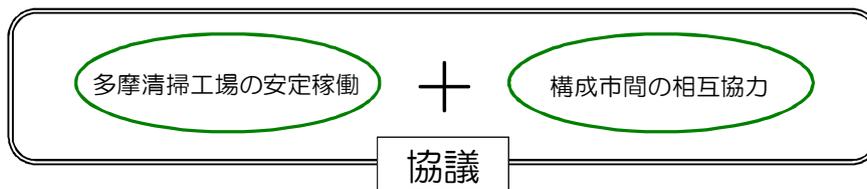
施設内設備の点検の様子

26年度以降もごみの減少傾向は続いていくと予想されます。

15

○ 町田市拡大区域について

町田市清掃工場の建替え（平成32年度）に合わせた拡大区域の相談



拡大区域案をまとめていきたい。

内容：何トン、いつから、どこの区域から、通行車両、通行路
可燃ごみ、不燃ごみ

現在の検討状況と今後の予定・地元説明

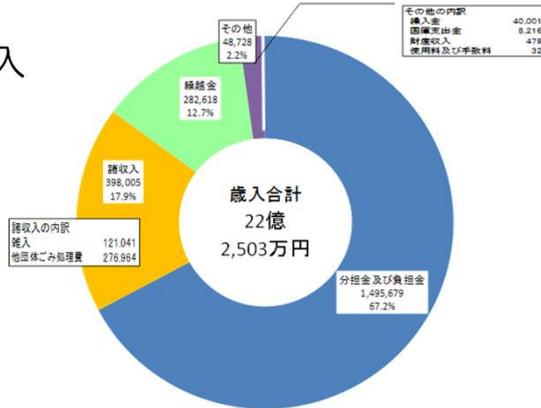
安定稼働必要量：66,000t～96,000t(1炉交互運転～2炉運転)

16

3 平成26年度予算概要について

予算概要

歳入



款	平成26年度		平成25年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1 分担金及び負担金	1,495,679	67.2%	1,549,917	71.2%	△ 54,238	△3.5%
2 使用料及び手数料	32	0.0%	32	0.0%	0	0.0%
3 国庫支出金	8,216	0.4%	10,003	0.4%	△ 1,787	△17.9%
4 財産収入	479	0.0%	355	0.0%	124	34.9%
5 繰入金	40,001	1.8%	2	0.0%	39,999	著増
6 繰越金	282,618	12.7%	199,595	9.2%	83,023	41.6%
7 諸収入	398,005	17.9%	417,112	19.2%	△ 19,107	△4.6%
計	2,225,030	100.0%	2,177,016	100.0%	48,014	2.2%

歳入予算の主なもの —増減の大きなもの—

○分担金及び負担金

14億9,567万9千円で、5,423万8千円(3.5%)の減。

【構成市別負担金内訳】

- ・八王子市 5億2,389万5千円(35.0%)
- ・町田市 5,619万4千円(3.8%)
- ・多摩市 9億1,559万円(61.2%)

○国庫支出金

循環型社会形成推進交付金(基幹設備改良工事に充当)821万6千円

○繰入金

設整備基金繰入金 4,000万円(基幹設備改良工事に充当)

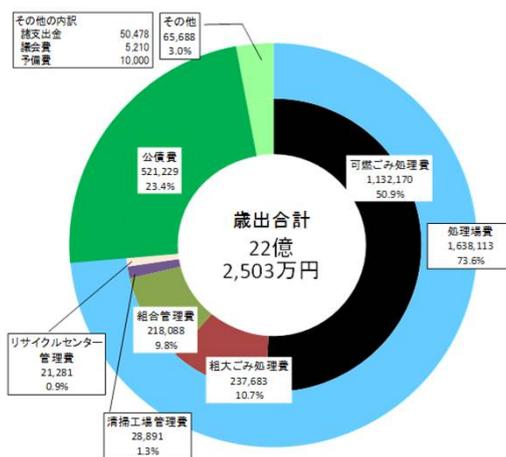
○諸収入

3億9,800万5千円で、1,910万7千円(4.6%)の減。

- ・八王子市拡大区域ごみ処理費 2億7,696万4千円(4,934万2千円増)
- ・売電収入 1億円(2400万円増)

19

歳出



款	平成26年度		平成25年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1 議 会 費	5,210	0.2%	4,706	0.2%	504	10.7%
2 処 理 場 費	1,638,113	73.6%	1,594,224	73.2%	43,889	2.8%
3 公 債 費	521,229	23.4%	529,731	24.3%	△ 8,502	△ 1.6%
4 予 備 費	10,000	0.5%	10,000	0.5%	0	0.0%
5 諸 支 出 金	50,478	2.3%	38,355	1.8%	12,123	31.6%
計	2,225,030	100.0%	2,177,016	100.0%	48,014	2.2%

20

歳出予算の主なもの ー増減の大きなものー

○処理場費

16億3,811万3千円で、4,388万9千円(2.8%)の増。

- ・委託料 総額 6億708万3千円(1,243万3千円増)
 - 供給クレーン保守点検委託料 0千円 (234万円減)
 - 工場運転等管理業務委託料 4億5,100万9千円(1,252万9千円増)
- ・工事請負費 総額 5億5,668万5千円(2,977万円増)
 - 機器補修工事 4億9,788万4千円(4,360万1千円減)
 - 基幹設備改良工事 8,000万円(新規)

○公債費

5億2,122万9千円で、850万2千円(1.6%)の減。

21

4 その他

多摩清掃工場第二期施設建設に係る入札談合事件の決着について

平成6年～平成9年	多摩清掃工場第二期施設建設
平成12年4月	入札談合があったとして被告プラントメーカー（日立造船(株)）等に対して住民訴訟が提起された。
平成19年4月	最高裁判所において入札談合があったとして、被告（日立造船）が多摩ニュータウン環境組合に対して損害賠償金を支払うよう判決。
平成21年6月	原告住民からこの住民訴訟に要した弁護士報酬を多摩ニュータウン環境組合に請求する訴訟が提起された。
平成23年2月	多摩ニュータウン環境組合と原告住民が和解成立。
平成23年8月	多摩ニュータウン環境組合としては、住民側に支払った弁護士報酬相当額も入札談合によって生じた損害として日立造船に対して、請求訴訟を提起した。
平成25年12月	東京高等裁判所の判決において、多摩ニュータウン環境組合の請求が認められた。

22

質 疑

23

おつかれさまでした

24